

福島県双葉地方就職等支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域創生総合支援事業（県戦略事業（地域経営事業分））補助金交付要綱第13条の規定に基づき、福島県双葉地方就職等支援補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象期間)

第2条 補助金の交付は、当該補助金の交付施行日から平成29年9月30日までの間に行う就業体験等に対し、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助対象者、対象地域、補助の条件、補助対象経費及び補助限度額は別表に定めるとおりとする。

(申請書の様式等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、就業体験等を行う日の10日前までに福島県相双地方振興局長（以下、振興局長という。）に提出しなければならない。

- (1) 補助金活動計画書（第2号様式）
- (2) 申請者を確認できる書類写し
- (3) 現住所を確認できる書類写し
- (3) 振込口座預金通帳の写し
- (4) その他振興局長が必要と認める書類

2 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(変更の承認の申請)

第5条 申請者は、申請の内容を変更し、又は中止・廃止しようとする場合は、補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を振興局長に提出し、承認を受けなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 申請者は、補助金の交付決定の通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付決定の通知を受領した日から就業体験等予定日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(状況報告)

第7条 振興局長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業の進捗状況について申請者に報告を求めることができる。

2 申請者は、前項の規定により報告を求められたときは、これに応じなければならない。

(実績報告)

第8条 申請者は、就業体験等を終了した日から起算して30日を経過した日までに、補助金実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、振興局長に提出しなければならない。

- (1) 補助金実績書（第5号様式）
- (2) 宿泊費用の支払実績が確認できる書類（領収書写し。ただし、氏名、宿泊日及び宿泊人数が記載されたものに限る。）

(3) その他振興局長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 振興局長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査を行い、補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該申請者に通知するものとする。ただし、確定額が既に通知している交付決定額と同額の場合は、通知を省略するものとする。

(補助金の交付の請求)

第10条 申請者は、前条の規定による補助金額の確定通知を受けたとき、若しくは、確定額が交付決定額と同額の場合は、速やかに補助金交付請求書（第6号様式）を振興局長に提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第11条 申請者は、補助金に関する書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(事業完了後の報告)

第12条 申請者は、補助事業の完了年度の翌年度末までに、補助金経過報告書（第7号様式）を振興局長に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告書は、振興局長は必要があるときは翌年度以降も申請者に提出を求めることができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は振興局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。